

若年がん患者 在宅療養支援事業のご案内



玉名市では、40歳未満のがん患者の方が自宅で安心して療養生活を過ごせるように必要なサービスの一部を助成します。

- ◎対象者 次の要件をすべて満たす方が対象となります。
- ・申請時及び利用時に玉名市民で市税の滞納がない方
 - ・18歳以上40歳未満の若年のがん患者で在宅療養への支援及び介護が必要な方(介護保険第2号被保険者として認定を受ける場合と同等の状態の方)
 - ・他の制度において、同様のサービスを受けることができない方

対象サービスと助成額

①訪問介護（身体介護、生活援助、通院等乗降介助）

②訪問入浴介護

③福祉用具貸与

（車いす、特殊寝台、床ずれ防止用具、体位変換器
手すり・スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助つえ、
移動用リフト、自動排泄処理装置)

④福祉用具購入（腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能
部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部
分、排泄予測支援機器）

※介護保険法に基づいたサービスになります。



助成金

①～④のサービス利用料の合計金額の9割相当
1か月あたりのサービス利用上限額は6万円です。

※④については、1回限り支給

※上限額を上回る額のサービス利用料等は全額自己負担

(注)サービス利用額は、いったん全額を負担していただきます。

支援事業利用の流れ

1 利用申請

- ・利用者は、次の書類を市に提出してください。
- ①利用申請書 ②医師の意見書 ③本人確認書類(マイナンバーカードなど)

2 利用決定

- ・申請内容を審査し、市から利用承認通知書を送付します。

3 サービスの利用

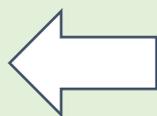
- ・介護サービス事業者とのご契約はご自身で行ってください。
- ・介護事業者等に利用料金は全額いったん支払ってください。
- その際の領収書と明細書は必ず受け取ってください。

4 助成金の請求

- ・利用者は、次の書類を市に提出してください。
- ①実績報告兼助成金請求書 ②領収書 ③サービス等利用明細書
- ④振込先が確認できるもの(写し)
- ※①は、月ごとにお願ひします。②と③は、原本に限ります。

5 支給決定の通知、口座へ振込み

- ・請求内容を審査し、適当と認めた場合は支給決定通知書を送付し、指定口座へ助成金を振込みます。



詳しくは、市ホームページをご覧ください。
申請書類等は、ホームページからダウンロードできます。

【申請窓口・問い合わせ先】

玉名市保健予防課(保健センター)
〒865-0016 玉名市岩崎133
電話0968-72-4188

